ケアハウス桜の里運営規程
地域密着型特定施設入居者生活介護

（事業の目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人和光福祉会（以下「事業者」という。）が開設するケアハウス桜の里（以下「ケアハウス」という。）が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ケアハウスの従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。
（事業の運営の方針）
第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
２　ケアハウスの従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
３　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、和光市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
（ケアハウスの名称等）
第３条　事業を行うケアハウスの名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名称　　ケアハウス桜の里
（２）所在地　埼玉県和光市新倉８丁目２３番２号
（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第４条　運営規程変更時のケアハウスに勤務する従業者の職種、員数は下記のとおりとする。なお、夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の介護職員に夜勤を行わせるために必要な数以上を配置するものとする。
（１）管理者　１人
　　管理者は、ケアハウスの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
（２）生活相談員　１人（管理者兼務）
　　生活相談員は、利用者又は家族からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
（３）看護職員　１人以上
　　看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
（４）介護職員　９人以上
　　介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。
（５）機能訓練指導員　１人以上
　　機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
（６）計画作成担当者　１人以上
　　計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
（７）栄養士　老人保健施設ナーシングホーム和光・特別養護老人ホーム和光苑管理栄養士と連携
　　栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
（８）調理員　外部委託

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

（入居定員及び居室数）

第５条　入居定員及び居室数は次のとおりとする。

（１）定員　　２９人

（２）居室数　２９室　全室介護居室

（事業の内容）

第６条　事業の内容は次のとおりとする。

（１）入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

（２）入浴介護が必要な利用者については、１週間に２回以上の入浴サービスを提供する。

（３）機能訓練及び療養上の世話

（地域密着型特定施設サービス計画の作成）

第７条　管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービス提供の目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型特定施設サービス計画の作成を計画作成担当者に行わせるものとする。

２　計画作成担当者は、介護従業者等と協議の上、地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成し、その内容等について利用者や家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

（相談及び援助）

第８条　ケアハウスは、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。

（社会生活上の便宜の提供等）

第９条　ケアハウスは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、レクリエーション行事を行う。

２　ケアハウスは、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、利用者又はその家族において行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て、代わって行う。

３　ケアハウスは、利用者の外出の機会を確保するよう努める。

（利用者の家族との連携）

第１０条　ケアハウスは、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

（健康管理）

第１１条　協力医療機関の医師、主治医又はケアハウスの看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

２　ケアハウスの看護職員は利用者ごとに健康状況を継続的に記録し、協力医療機関の医師又は主治医に対し、利用者の健康状況について月に１回以上情報を提供する。

（利用料その他の費用の額）

第１２条　本事業が提供する場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

種類	料金	備考
生活費	５１，９００円／月	
事務費	６０，１００円／月	
管理費	６５，０００円、６７，０００円／月	

水道光熱費	１０,０００円／月	
冬季加算	２，１５０円／月	１１月～３月
通院介助/同行	２，０００円／１時間（別途交通費）	救急搬送、協力医療機関への通院は除く
洗濯代行	実費	失禁物洗濯代行 ３００円／回 洗濯機使用 １００円／回
入居時保証金	２００,０００円	退居時に未払いの利用料と清算
おむつ代	実費	
理美容代	実費	
その他日常生活上の便宜に係る費用	実費	
利用者の希望により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用	実費	

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

４　月途中での入退所に際しては、第２項の利用料のうち生活費、管理費、水道光熱費、冬季加算は１ヶ月を３０日として日割り計算により請求する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第１３条　施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

（1）利用者は、ケアハウスの従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。

（2）利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。

（3）利用者は、健康に留意するものとする。

（4）利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

（5）利用者が故意又は重大な過失により専用居室・共用部を汚損、破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

（6）居室内の模様替え等を必要とするときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。

（7）利用者の身体機能の低下等や必要と認められるときは居室を変更する。

２　利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

（1）ケアハウス内は全て禁煙。

（2）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

（3）けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

（4）共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

（5）指定した場所以外で火気を用いること。

（6）故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第１４条　利用者の心身の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を行うものとする。

(苦情処理)

第１５条　事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために次の各号に掲げる

措置を講じるものとする。
（1）地域密着型特定施設入居者生活介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
（2）提供した地域密着型特定施設入居者生活介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
（3）提供した地域密着型特定施設入居者生活介護等関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
（4）提供した地域密着型特定施設入居者生活介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(非常災害対策)

第１６条　非常災害対策については、次のとおりとする。
（1）ケアハウスは防火管理についての管理者を防火管理者（責任者）と定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、総合訓練を最低年２回以上実施する。
（2）夜間は隣接の「福祉の里」と兼務で宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。
（3）ケアハウスには、スプリンクラー・屋内消火栓・消火器・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。
（4）従業者は常に災害防止と利用者の安全確保に努めなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第１７条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）虐待の防止のための指針を整備する。
（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（4）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　事業者は、サービス提供中に、当該ケアハウス従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第１８条　ケアハウスは、事故の発生又はその再発を防止するため、社会福祉法人和光福祉会リスク管理委員会運営規程に則り、次に掲げる措置を講じるものとする。
（1）事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のためのマニュアルを整備すること。
（2）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備すること。
（3）事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
２　ケアハウスは、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに和光市、利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
３　ケアハウスは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
４　ケアハウスは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害

賠償を速やかに行うものとする。

（個人情報の保護）

第１９条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン」及び「社会福祉法人和光福祉会　個人情報保護管理規程」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　ケアハウスが得た利用者及びその家族の個人情報については、ケアハウスの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（衛生管理）

第２０条　施設は、利用者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

（１）調理及び配膳に伴う衛生管理は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならないこと。

（２）ＩＳＯ9001：2000 を取得している清掃業者に委託し、定期的に施設の内外の清掃を行い環境保全に努め利用者の衛生的生活環境の確保に努めること。

（３）食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。

（４）特にインフルエンザ対策等その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

（５）空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

２　利用者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

（地域との連携）

第２１条　ケアハウスが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

２　運営推進会議の開催、おおむね２か月に１回以上とする。

３　運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表、地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び和光市の担当職員とする。

４　会議内容は、ケアハウスのサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

５　運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（その他運営についての留意事項）

第２２条　従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、同一敷地内にある老人保健施設ナーシングホーム和光・特別養護老人ホーム和光苑の他の業務を行うことがある。

２　事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後１か月以内

（２）採用後研修

内部研修　年２回以上実施する。

外部研修　必要に応じ実施する。

３　利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、その詳細な手順等については別に定めるものとする。

4　従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
5　従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
6　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人和光福祉会理事長とケアハウスの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

≪改正履歴≫
制定　平成２１年　５月２７日
改正　平成２２年　２月　１日
改正　平成２２年　４月　１日
改正　平成２６年　４月　１日
改正　平成２７年　１月　１日
改正　平成２７年　８月　１日
改正　平成２９年１１月１５日
改正　平成３０年　８月　１日
改正　平成３１年　４月　１日
改正　令和　元年１０月　１日
改正　令和　５年１０月　１日
改正　令和　６年　３月１５日
改正　令和　６年　４月　１日
改正　令和　６年　８月　１日
改正　令和　８年　６月　１日
改正　令和　８年　８月　１日

附　則
この規程は、平成２１年８月２０日から施行する。

附　則
この規程は、平成２２年２月１日から施行する。
（第４条従業者の職種、員数及び職務の内容、第１３条利用料その他の費用の額）

附　則
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
（第４条従業者の職種、員数及び職務の内容、機能訓練指導員専従を配置）

附　則
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
（第４条従業者の職種、員数及び職務の内容、第１３条利用料その他の費用の額）

附　則
この規程は、平成２７年１月１日から施行する。
（第４条従業者の職種、員数及び職務の内容）

附　則
この規程は、平成２７年８月１日から施行する。
（第１３条　利用料その他の費用の額）

附　則
この規程は、平成２９年11月１５日から施行する。
（第４条従業者の職種、員数及び職務の内容）

附　則
この規程は、平成３０年８月１日から施行する。
（その他運営についての留意事項の内容、第２３条４項高齢者虐待防止を追加）

附　則
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
（第１３条　利用料その他の費用の額）

附　則
この規程は、令和元年１０月１日から施行する。
（第４条従業者の職種、員数及び職務の内容変更、２項削除）
（第５条　職務内容　第４条へ移動し削除、第６条以降繰り上げ）
（第１２条　利用料その他の費用の額変更）

附　則
この規程は、令和５年１０月１日から施行する。
（第１７条　虐待防止に関する事項を追加　第１７条以降繰り下げ）
（その他運営についての留意事項の内容、第２３条４項高齢者虐待防止を削除　第２３条５項を繰り上げ）

附　則
この規程は、令和６年３月１５日から施行する。
（第１５条、苦情処理の項目を変更）
（第２０条　秘密の保持の項目を削除）
（第２２条　その他運営についての留意事項　４項５項追加）

附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。
（第１２条　利用料その他の費用の額変更）

附　則
この規程は、令和６年８月１日から施行する。
（第１２条　利用料その他の費用の額変更）

附　則
この規程は、令和８年６月１日から施行する。
（第１２条　利用料その他の費用の額【事務費】変更）

附　則
この規程は、令和８年８月１日から施行する。
（第１２条　利用料その他の費用の額【生活費】変更）